成年被後見人の方の印鑑登録について

本市の印鑑登録条例の登録資格が改正され、成年被後見人の方も印鑑登録が可能になりました。(令和2年3月30日公布)

印鑑登録対象者

市内に住民登録がある15歳以上の方

※15歳未満の方、意思能力のない方は登録できません。



成年被後見人の方が印鑑登録をする場合は、

成年被後見人ご本人が窓口に来庁され、かつ法定代理人が同行している場合に限って、 申請が可能です。

◆ご注意ください◆

- ・成年被後見人または法定代理人がお一人で申請することはできません。
- ・委任状による代理での申請はできません。

▼ 手続方法 ▼

必要なもの

- ①登録する印鑑
- ②本人確認書類 aまたはb (成年被後見人および法定代理人)
 - a:公的機関が発行した顔写真付き証明書(有効期限内のもの)

例) 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなど

- b:健康保険証、年金手帳など(有効期限内のもの)
- ※成年被後見人の方がa書類をご持参の場合は、即日で印鑑登録・証明書の発行が可能です。
- ③成年後見の登記事項証明書

受付場所•時間 市民課①番窓口

平 日:午前8時30分~午後5時15分

日曜窓口(毎月第2・4日曜日):午前8時30分~正午

※日曜窓口の日程は、変更になる場合があります。広報や市ホームページで事前にご確認ください。

▼ Q & A ▼

Q 成年被後見人となる前の印鑑登録はそのまま使えますか?

A 成年被後見人となった時点で、以前の印鑑登録は職権により廃止されます。 印鑑登録をする意思がある場合は、成年被後見人ご本人が法定代理人を同行し、市役所市民課窓口で再登録 の手続きをしてください。なお、再登録には手数料300円が必要です。

Q 印鑑登録を廃止したい場合も、法定代理人の同行が必要ですか?

A 成年被後見人となった後に行った印鑑登録についての廃止や証明書の一時停止は、成年被後見人ご本人また は法定代理人からの申出があれば可能です。ただし、再登録や一時停止の解除は、成年被後見人ご本人が法定代 理人を同行し、窓口にお越しいただく必要があります。

印鑑登録の手続きの流れ



※登録者本人(成年被後見人)が写真付きの公的な身分証明書をお持ち

